

極秘

国会提出改正案

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基  
き、国会の議決を求めらるるの件

公共企業体仲裁委員会の別紙裁定中、  
以内の支出を除き、残余について、公共企業体労働関係  
法第十六條第二項の規定により、国会の議決を求めらるる。

裏面白紙

裏面白紙

理由

昭和二十四年十二月二日、公共企業体仲裁委員会が、  
国鉄労働組合の申請にかかる賃金ベース改訂の問題  
に関して下した裁定につき、  
円以内の支出は  
予算上資金上可能であると認められるので、この限度  
において右裁定を実施し、残余は、公共企業体労働  
関係法第十六條第一項に該当するので、同條第二項  
の規定により国会に付議する必要があるからである。